

司法書士による「空き家等対策住民啓発講座」 塩尻市片丘地区

《概要》

- 実施日時:令和7年11月12日(水) 10時00分～12時00分
- 主催:片丘公民館・建築住宅課 ■講師:司法書士 上條孝幸氏
- 内容:1部…講座「相続登記の義務化って?」 2部…司法書士個別相談(事前申込制)
- 参加人数:1部…5名 2部…4組

《1部講座 実施内容》

【相続登記とは…】

亡くなった方名義の土地建物を、遺産を引き継いだ方名義へ変更する手続きのこと。2024年4月1

日から義務化された。なぜ相続登記が義務化されたのか、相続登記ができていなかった物件の事例を踏まえて登記することの必要性を学ぶ。

相続登記が行われていないと空き家バンクへの登録や不動産売買ができない。まずは名寄帳、登記簿謄本を取得し不動産の名義人を確認、正しく相続登記を行うこと。手続きを司法書士に依頼することもできる。

【相続の方法は?】

遺言による相続、または相続人全員の話し合いによる相続(遺産分割)の2つの方法がある。双方のメリット、デメリット、手続き方法について学ぶ。

近年遺言を作成する人が増加の傾向にある。遺言には自筆証書遺言と公正証書遺言の2種類があるが、自筆証書は不備があり無効となってしまうことが多いため、公証役場で証人立ち合いのもと作成することを推奨されていた。

遺産分割については、協議が進まない場合は司法書士や弁護士などの専門家に相談することができる。

《まとめ》

参加者のほとんどが2部の個別相談を希望され、相続について悩んでいる方が多いことが伺えた。

今後放置される空き家を少しでも減らすべく、今後も継続して啓発活動に取り組んでいく。

